

別紙 PDF (A)

「やむを得ない事由」の「8. 博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定である。」のみに該当する方へ

博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」の「8. 博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定である。」のみに該当するとして要約公表等を申請した方の論文は、学位授与日から最長5年で自動的に全文が公表されます。

(「許諾書」で届け出ていただいた公表可能日から、自動的に公表されます。)

出版契約等を行い、全文を公表することができなくなった場合は、学生支援チーム(大学院担当)に申し出ていただき、インターネット公表に関する許諾内容の変更手続きを行ってください。

変更手続

1. 【提出物】

- (1) 博士論文のインターネット公表に関する確認票(所定様式)
- (2) 許諾書(変更届)(附属図書館長あて)(所定様式)
- (3) 博士論文公表方法に関する特例申請書(所定様式)
- (4) 「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料
- (5) 博士論文の要約公表等についての意見書(所定様式)
- (6) 「博士論文の内容の要約」等の修正 PDF(東京大学学術機関リポジトリ用)
(変更後の「やむを得ない事由」にあわせて、内容を修正したもの)

人文社会系研究科ホームページに掲載されている、別紙「学位授与後の提出物について」及び「博士論文の公表方法について」を熟読の上、提出書類等を準備してください。

参考: 人文社会系研究科ホームページ

https://www.l.u-tokyo.ac.jp/student/doctor_thesis/submit.html

2. 【提出方法】 許諾内容の変更手続きを行いたい旨、学生支援チーム(大学院担当) (in@l.u-tokyo.ac.jp) にメールでご連絡ください。おって、個別にご案内します。

(注) メールタイトルは、「博士論文インターネット公表 許諾内容変更(氏名)」とし、連絡項目(1)～(4)についてお知らせください。

連絡項目: (1) 氏名、(2) 専門分野、(3) 学位授与年月、(4) 変更内容の概略